

多数決に依り、若し同数の場合ハ  
議長をこれを決す

第十六條 常任委員長は必要に應じ  
隨時臨時大會を召集す

第十七條 大會議長は其都度出席  
代議員の互選に依り

第十八條 本規約を改正ハ大會  
決議を要す

第十九條 本會の支部設立其他  
規定なき事項を行政人とす時  
は常任委員會之れを定め常

任委員長の承認を経て更に  
大會の協議を経て決す

第二十條 本會ハ大會ハ本會  
の最高決定機關とす

第二十一條 本會支部に幹事  
一名を置く

支部幹事は支部會員中  
より選挙す

第二十二條 支部幹事は支部  
の會務を處理し支部會

會員中より會費を徴收し  
本部會計に納入す義務  
を行ふ

第二十三條 支部幹事の任期は  
一ケ年とす但し再選を妨  
げず

附則

本會の創立の當初は發起人  
に於て役員を選定す

以上

自由労働者同盟會

假本部

東京府下 吾嬭講地

三六四